

## 5 新たな時代に対応した 福祉の提供ビジョンについて

## 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンについて

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化している。

これらの課題を解決するため、昨年6月に橋本厚生労働大臣政務官（当時）を主査とする「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、誰もが支え合う地域の構築を目指し、同年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を取りまとめた。

今後は、本年度中に工程表を策定し、当該ビジョンを具体化するための取組を進めていく。

### 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

**複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築**するとともに、高齢者などのボランティア等を活用し、**地域に必要とされる社会資源を創出**する取組を**モデル的に実施**する。（平成28年度予算案：5億円）

### 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供

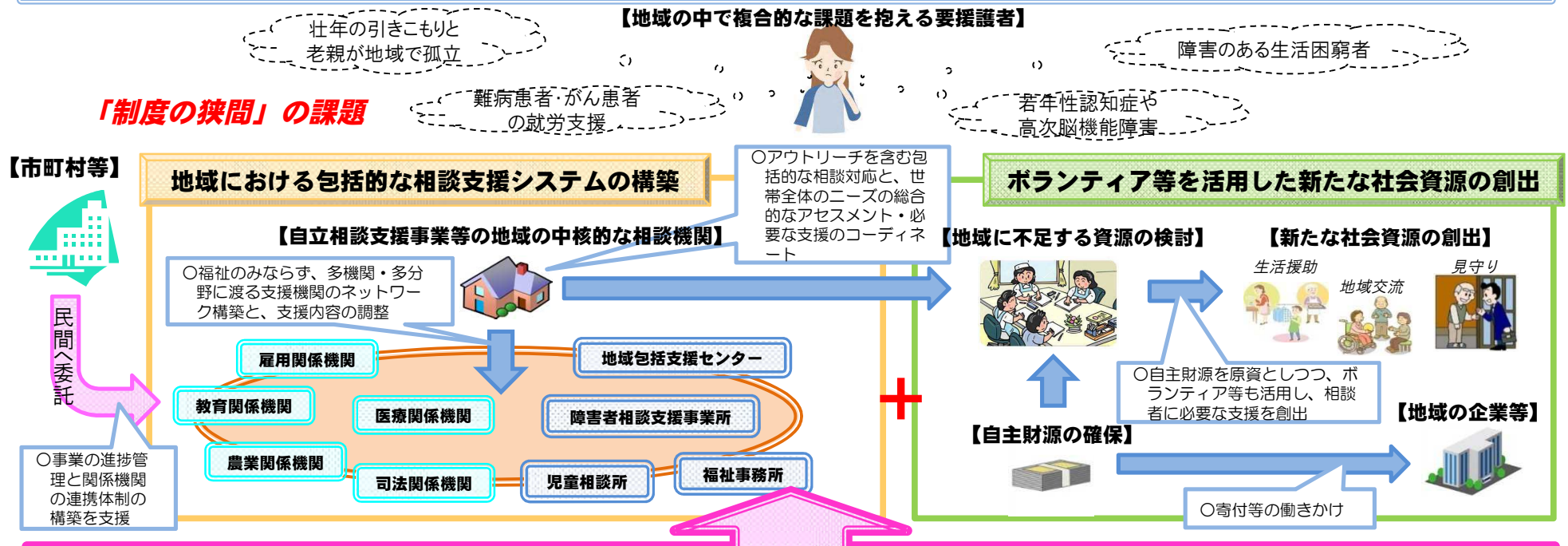
地域において、誰もが支え合う共生型社会を実現し、人口減少下における効率的で柔軟な事業運営を確保するため、まちづくりの一つのかたちとして、**高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進**する。

本年度については、現行制度の規制等について運用上可能な事項に係るガイドラインを策定する。

# ⑧ 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のイメージ

平成28年度予算案 5億円

- 福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等を活用し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。
- 具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。
  - ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
  - ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
  - ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
  - ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。

# 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のポイント

- 家族・地域社会の変容等に伴い、ニーズの多様化、抱える困難の複合化、必要な支援の複雑化が進行する一方で、我が国は人口減少局面に入っており、福祉サービスの持続可能性が課題。
- こうした中で、本年9月に橋本厚生労働大臣政務官(当時)を主査とする省内プロジェクトチームにおいて、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表したところ。
- このビジョンを踏まえ、要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯や、医療・福祉ニーズに加え、就労ニーズを有するがん患者や難病患者への対応など、対象者別の制度ごとの縦割りの相談支援体制では対応が困難なケースについて、世帯全体が抱える複合的な課題を的確に把握し、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、包括的な支援を受けることができるよう、多分野・多機関に渡る相談支援機関等の連携体制の構築を図るとともに、企業等に対する寄付等の働きかけや、ボランティアの活用などにより、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組をモデル的に推進するため、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を創設する。

## 1. 実施主体

- 市区町村又は都道府県(一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合に限る。)
  - ※ 各都道府県1か所程度で実施することを想定。
- 社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託可。

## 2. 支援対象者のイメージ

- 本事業による支援対象者は、①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人が複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④これらが複合しているケースなどが考えられ、具体的には、例えば以下のようなものを想定。
  - ※ 要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯
  - ※ 医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯
  - ※ 共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯
  - ※ 障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者 等

### 3. 事業内容

#### (1)相談支援包括化推進員の配置

- 実施主体は、自立相談支援機関(生活困窮者自立支援法)や地域包括支援センター(介護保険法)、相談支援事業所(障害者総合支援法)など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置。

#### (2)相談者等に対する支援の実施

- 相談支援包括化推進員は、相談者等が抱える課題の把握、プランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等の業務を実施。

#### (3)相談支援包括化ネットワークの構築

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、地域において、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる支援が行われるよう、地域の相談支援機関等のネットワークを構築。

#### (4)相談支援包括化推進会議の開催

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、①各相談支援機関の業務内容の理解、②それらとの連携方法、③地域住民の福祉ニーズの把握方法、④地域に不足する社会資源創出の手法、⑤本事業による支援実績の検証等について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を実施。

#### (5)自主財源の確保のための取組の推進

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進。

#### (6)新たな社会資源の創出

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進。

#### (7)その他

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施。



#### 4. 補助率

- 3/4

#### 5. 補助基準額

- 1自治体当たり15,000千円

#### 6. 留意事項

- 本事業は、実施主体となる自治体の圏域全体ではなく、実施地域を定めて実施することも可能。
- 実施主体は、本事業の実施に当たって、成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証。
- ネットワークの構築に当たっては、福祉分野のみならず、医療機関や公共職業安定所(雇用分野)、法テラス(司法分野)、教育委員会(教育分野)、農業法人(農業分野)といった福祉分野以外の関係機関の参画・連携にも努める。
- 他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認められない。
- 実施主体間の情報共有を図る観点から厚生労働省が主催する担当者会議に、出席をお願いすることがある。

# 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供への取組

## 現状

### (基準)

○ 高齢者、障害者、児童等ごとに専用の人員・設備を備えることが原則だが、現場のニーズを踏まえこれまで共生型福祉施設に資する対応を実施。

- ① 利用者の処遇上問題がない範囲で、人員の兼務・施設の共用を一定程度許容
- ② 高齢者と障害者のデイサービス等、同タイプの福祉サービスを一体提供する際の基準を緩和(基準該当サービス)

## 課題

### (基準)

○ 兼務・共用の取扱いが明確になっていない人員・設備があるため、自治体の運用において規制されている事項が存在。

例えば、通所介護事業所（高齢者）と生活介護事業所（障害者）を併設する場合に、玄関をそれぞれ設置するよう指導された事例など。

## 対応の方向性

### (基準)

- 現行制度の規制等について運用上可能な事項に係るガイドラインの策定【今年度】
- ※ガイドラインにおいては、
- ・施設の共用等ができる事項（玄関、エレベータ、便所、医務室等の共用、送迎バスへの同乗 等）等を明確化。
- 運用上対応出来ない事項があれば、次期報酬改定に向けて、各制度の人員配置基準・施設基準の緩和の検討【来年度から平成30年度まで】

(参考：新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン(抜粋))

多世代交流・多機能型の取組に際し障壁となっている各制度の人員配置基準、施設基準の改善について検討する必要がある。

その際、実際には国は求めているが、自治体の運用において規制されている事項もあると考えられる。このため、まずは現状においても運用上対応可能な事項に係るガイドラインを策定し、その周知を図ることとする。また、必要に応じ報酬改定も視野に、各制度の人員配置基準、施設基準の緩和を検討することとする。

## (参考) 共生型福祉施設に係る人員・施設基準の適用のイメージ

類型	提供サービス	人員基準	施設基準
通所 × 通所 ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護（高齢者）</li> <li>就労継続支援B型（障害者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護：管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等</li> <li>就労継続支援B型：管理者、職業指導員・生活支援員、サービス管理責任者</li> <li>※ <b>管理者が兼務可能</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護：食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室等</li> <li>就労支援B型：訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所</li> <li>※ <b>機能訓練室、静養室、相談室、事務室、訓練・作業室、洗面所、便所が共用可能</b></li> </ul>
通所 × 通所 ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護（高齢者）</li> <li>生活介護（障害者）</li> <li>放課後等デイサービス（障害児）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護：管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等</li> <li>生活介護、放課後等デイサービス：<b>通所介護の基準で実施可能（基準該当サービス）</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護：食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室等</li> <li>生活介護、放課後等デイサービス：<b>通所介護の基準で実施可能（基準該当サービス）</b></li> </ul>
通所 × 入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護（高齢者）</li> <li>短期入所（高齢者）</li> <li>保育所（児童）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護：管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等</li> <li>短期入所（高齢者）：管理者、医師、栄養士、生活相談員、看護・介護職員、機能訓練指導員、調理員等</li> <li>保育所：保育士、嘱託医、調理師</li> <li>※ <b>管理者、医師、栄養士、調理師が兼務可能</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護：食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室等</li> <li>短期入所（高齢者）：居室、食堂・機能訓練室、静養室、医務室、面談室、介護職員室、看護職員室、浴室、洗面設備、便所、調理室等</li> <li>保育所：乳児室・ほふく、保育室・遊戯室、屋外遊技場、医務室、調理室、便所</li> <li>※ <b>食堂・機能訓練室、事務室、医務室、面談室、調理室が共用可能</b></li> </ul>
入所 × 入所 ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型共同生活介護（高齢者）</li> <li>共同生活援助（障害者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型共同生活介護：管理者、認知症対応型共同生活介護計画作成担当者、介護従事者</li> <li>共同生活援助（障害者）：管理者、世話人、生活支援員、サービス管理責任者</li> <li>※ <b>管理者が兼務可能</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型共同生活介護：共同生活住居（居室、居間、食堂、台所、浴室等）</li> <li>共同生活援助（障害者）：共同生活住居（居室、居間、食堂、便所、浴室等）</li> <li>※ <b>居間、食堂、台所、浴室が共用可能</b></li> </ul>
入所 × 入所 ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所（高齢者）</li> <li>短期入所（障害者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所（高齢者）：管理者、医師、栄養士、生活相談員、看護・介護職員、機能訓練指導員、調理員等</li> <li>短期入所（障害者）：<b>短期入所（高齢者）の基準で実施可能（空床利用型事業所）</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所（高齢者）：居室、食堂・機能訓練室、静養室、医務室、面談室、介護職員室、看護職員室、浴室、洗面設備、便所、調理室等</li> <li>短期入所（障害者）：<b>短期入所（高齢者）の基準で実施可能（空床利用型事業所）</b></li> </ul>

(注) 下線は、兼務・共用可能。



(参考) 社会関係の予算について

# 平成28年度 社会・援護局(社会)関係予算(案)の概要

## I 地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築

【23億円】

複合的な課題を抱える者への適切な支援や地域の実情に応じた体制整備・人材確保が課題となっているため、地域の福祉サービスに係る新たなシステムを構築。

- さまざまな福祉ニーズに対応する新しい包括的な相談支援システムの構築
- 高齢、障害、児童、生活困窮等の福祉サービスの総合的な提供を可能とする仕組みの構築
- サービス提供の効率化と支援の質を高めるための生産性の向上
- 地域の福祉サービスに係る新たなシステムを担う人材の育成・確保

社会福祉法人の届出事務の電子化等による事務負担の軽減や事業運営の透明化・適正化を図る観点から実施する全国の法人情報(運営・財務等)のデータベース構築については別途、27年度補正予算にて計上(6.9億円)。

## II 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び

### 生活保護制度の適正実施 【2兆9,515億円】(一部再掲)

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度により、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進。

- 子どもの学習支援事業等の充実・強化
- 生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進
- 生活保護受給者等の居住確保の推進
- 生活保護受給者への適正受診指導等の強化 など

## III 福祉・介護人材確保対策の推進 【87億円】(一部再掲)

福祉・介護人材の確保のため、法改正による制度的対応や地域医療介護総合確保基金などにより総合的・計画的に推進。

- ※ 以下の取り組みについては、別途、27年度補正予算にて計上。
- 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進(119億円)
  - 潜在介護人材対策の強化・質の高い介護人材の養成の推進(265億円) など

○簡素な給付措置(臨時福祉給付金)・年金生活者等支援臨時福祉給付金 ○「社会的包容力」の構築

○経済連携協定の円滑な実施(外国人介護福祉士候補者への支援) ○社会福祉施設等に対する支援 ○東日本大震災の復興支援 など

平成28年度予算案 3兆1,503億円

平成27年度当初予算額 3兆1,643億円

差 引 ▲140億円 (対前年度伸率▲0.4%)

# I 地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築

28予算案 23億円

## 背景・課題

### ①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的なニーズを有する場合や分野横断的なニーズ等への対応が課題



### ②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

## 課題解決のための取組

### 地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み

- **地域包括支援体制の構築**
  - ・多機関・他分野協働による新たな地域包括支援システムを構築
- **ひとり親家庭相談窓口のワンストップ化**
  - ・子育て、生活、就業相談をワンストップで行える体制を整備
- **生活保護受給者等の居住確保**
  - ・在宅生活の見守りや福祉サービスとの連携の下、居住確保を支援
- **民間セクターの持つ優れた社会課題解決方法の活用**
  - ・児童福祉、生活困窮者施策、認知症施策の分野で効果を測る客観的な指標を開発 など

### サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上

- **介護現場のニーズを踏まえた介護ロボット等の開発・普及の加速化**
  - ・介護ロボット等開発の着想段階から現場のニーズの反映や開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築などの取組を支援等
- **効果的・効率的な介護サービス提供のためのモデル事業の実施等**
  - ・介護施設や事業所のICT等の活用による業務効率化のモデル事業を実施（生産性の向上、事業者間連携等） など

### 新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保

- **潜在介護人材・保育士対策の強化**
  - ・離職した介護人材の返還免除付き再就職準備金貸付制度の創設、届出システムの構築による再就職支援(※)
  - ・潜在保育士の返還免除付き再就職準備金貸付制度や保育補助者雇上費等についての貸付制度の創設(※)
- **質の高い介護人材の養成の推進**
  - ・介護福祉士を目指す学生に対する返還免除付き学費貸付制度の拡充(※)
- **多様な人材の参入促進・定着**
  - ・中高年齢者を対象とした入門的研修、介護施設・事業所内保育所の整備・運営、優良な雇用管理改善の取組のコンテスト・表彰の実施(※) など

(※は27' 補正予算案で計上)

## Ⅱ 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施

28予算案 2兆9,515億円

### 1 生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、生活保護受給者支援策等との連携の下、生活困窮者の自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進する。

#### 主な重点事項

##### ○子どもの学習支援の充実・強化

33億円



生活困窮者世帯の子どもを支援するため、  
・学習支援事業について高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化

併せて、教育支援資金(生活福祉資金)の拡充について、平成27年度補正予算にて計上(25億円)。

##### ○生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進

5.6億円



生活困窮者等の就労を推進するため、  
・民間団体のノウハウの活用による農業体験や研修を実施し、  
生活困窮者等の就農や社会参加促進を支援  
・併せて、福祉事務所設置自治体における就労訓練事業所育成員の配置等による就労訓練事業所の開拓・育成の取組を推進

##### ○生活保護受給者等の居住確保の推進

5.3億円



簡易宿泊所等に入居する生活保護受給者や住宅扶助基準の見直しに伴い転居が必要な者等に対し、在宅生活を送る上で必要な見守り支援の実施や福祉サービスとの連携を図りながら、居住の確保を支援

##### ○生活保護受給者への適正受診指導等の強化

2.1億円



医療扶助における不適切な頻回受診や重複処方等の適正化を推進するため、地域の薬局や訪問看護ステーションと連携した適正受診指導や服薬指導、後発医薬品の使用促進等を推進

### 2 生活保護費等

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度にかかる国庫負担に要する経費を確保する。また、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化や医療扶助の適正化等を進める。



### Ⅲ 福祉・介護人材確保対策の推進

28予算案 87億円

- 団塊の世代がすべて75歳以上となる平成 37年に向け、喫緊の課題である福祉・介護人材の確保を図るため、社会福祉法等の改正による制度的対応や地域医療介護総合確保基金などを活用して、一億総活躍社会の実現に向けて、福祉・介護人材の確保を総合的・計画的に推進する。

#### 28年度予算案のポイント

##### (1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進 60億円

「地域医療介護総合確保基金」により、都道府県が地域の実情に応じて実施する「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」のための総合的・計画的な取組を支援する。

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民・生徒に対する介護の理解促進</li> <li>○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護人材キャリアアップ研修支援</li> <li>○ 各種研修に係る代替要員の確保</li> <li>○ 潜在介護福祉士の再就業支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入研修</li> <li>○ 施設内保育施設運営支援（子育て支援）等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための都道府県単位での協議会の設置</li> <li>○ 介護人材育成等に積極的に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援</li> </ul>		

※老健局にて計上。

##### (2) 社会福祉法人における経営労務管理の改善に向けた支援 21億円

経営労務管理の専門家による相談支援や、優良事例を分析・検証することにより、社会福祉法人が経営する介護事業所等の経営管理や職務環境の改善を支援する。

※ 上記のほか、平成27年度補正予算案において、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に対応すべき対策」の中で予算計上。

(参考) 【平成27年度補正予算案】

- 地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用した介護人材対策の加速化 119億円  
(地域医療介護総合確保基金(介護分)の積み増し)

地域医療介護総合確保基金を活用した取組をより一層加速化するとともに、新規参入促進や離職防止・定着促進の観点から、以下の取組を追加して実施するため、地域医療介護総合確保基金の積み増しを行う。

- ・ 将来の就労を視野に入れている中高年齢者に対する入門的な研修、職場体験等の実施
- ・ 資格取得のための研修受講の際の代替要員確保や、医療的ケア研修の受け皿の整備
- ・ 介護施設・事業所内保育所の設置の加速化や子育て支援のための代替職員のマッチングにつなげるための仕組みづくり
- ・ 雇用管理改善に取り組む事業者のコンテスト・表彰の実施

- 再就職準備金貸付制度の創設及び修学資金貸付制度の拡充 261億円

離職した介護人材のうち一定の経験を有する者に対する、介護職員として2年間従事した場合に返還免除となる再就職準備金の貸付メニューを新たに創設するとともに、介護福祉士を目指す学生に対する、修学資金等の貸付事業の拡充を行う。

- 離職した介護人材の届出システムの構築 3.9億円

離職した介護人材の氏名・住所等を把握し、離職者のニーズに沿った求人等の情報提供を行うためのシステムを新たに構築する。